

宮代町立学童保育所入所判定基準表

【基本指数】

区 分					指数			
①就労	勤務形態		勤務日数	一日の勤務時間	勤務終了時間	父	母	
	①就労	居宅外労働	外勤 自営 ※1	週5日以上	昼間4時間以上	18時以降も継続	20	20
昼間4時間以上					17時台	19	19	
昼間4時間以上					16時台	18	18	
昼間4時間以上					15時台	17	17	
昼間4時間以上					14時台	16	16	
上記以外の場合						15	15	
週4日以上				昼間4時間以上	18時以降も継続	19	19	
				昼間4時間以上	17時台	18	18	
				昼間4時間以上	16時台	17	17	
				昼間4時間以上	15時台	16	16	
				昼間4時間以上	14時台	15	15	
				上記以外の場合		14	14	
週3日以上				昼間4時間以上	18時以降も継続	18	18	
				昼間4時間以上	17時台	17	17	
				昼間4時間以上	16時台	16	16	
				昼間4時間以上	15時台	15	15	
				昼間4時間以上	14時台	14	14	
				上記以外の場合		13	13	
上記以外の場合		勤務日数が週2日以下の場合				11	11	
居宅内労働		自営 ※2 内職	週5日以上	17:00以降	18時以降も継続	19	19	
				16:00～16:59	17時台	18	18	
				15:00～15:59	16時台	17	17	
				その他	15時台	16	16	
				16:00～16:59	14時台	15	15	
				上記以外の場合		14	14	
			週4日以上	昼間4時間以上	18時以降も継続	18	18	
				昼間4時間以上	17時台	17	17	
				昼間4時間以上	16時台	16	16	
	昼間4時間以上			15時台	15	15		
	昼間4時間以上			14時台	14	14		
	上記以外の場合				13	13		
	週3日以上		昼間4時間以上	18時以降も継続	17	17		
			昼間4時間以上	17時台	16	16		
			昼間4時間以上	16時台	15	15		
			昼間4時間以上	15時台	14	14		
			昼間4時間以上	14時台	13	13		
			上記以外の場合		12	12		
	上記以外の場合		勤務日数が週2日以下の場合				10	10
	起業準備・求職						10	10
②就学	居宅外	居宅外労働に準ずる						
③出産	出産又は出産予定日の前及び後の各8週間					/	20	
④保護者の 疾病・障がい	疾病	入院				20	20	
		居宅内	常時臥床・精神性疾患		18	18		
			一般療養(週3日以上通院)		17	17		
			その他		10	10		
	障害	障害手帳1.2級又は療育手帳○A.A.B		20	20			
		障害手帳3級又は療育手帳C		15	15			
⑤看護・介護		病院等の居宅外での看護・介護を常態とする場合		20	20			
		居宅内で看護・介護を常態とする場合		15	15			
⑥災害		災害の復旧にあたっている場合		20	20			
⑦その他		前各号のほか、必要と認められる場合		17～20	17～20			

※1・※2 居宅内労働の自営とは、居宅と店舗が同一のものをいい、店舗が別のものは、居宅外労働の自営として扱う。

【 調整指数 】

1. 保護者及び家庭(同居者)の状況

区 分	指 数	
ひとり親	35	
60歳未満で無職で健康な祖父母	-5	
保護者就労中で、就学、疾病、障がい、看護、介護等に該当する場合(重複該当)	3	3
保護者の勤務先は決まっているが内定の段階	10	10

2. 児童の状況

区分	指 数
1 1年生	10
2 2年生	9
3 3年生	8
4 4年生	3
5 5年生・6年生	0

3. その他

区分	指 数
1 保育料を3ヶ月以上滞納している場合	-30
2 上記に掲げる場合の他、児童福祉等の観点から特に保育の必要性が高いと判断した場合 ※3	5 ~

※3 当該児童・世帯の状況に応じて町長が判断します。

【 附表(入所指数が同点の場合の優先順位) 】

1	学年が低い児童
2	ひとり親家庭の児童
3	障がいのある児童
4	生計中心者の失業により就労の必要性が高い家庭の児童
5	基本指数が高い児童